

「指定介護予防支援サービス」
及び
「介護予防ケアマネジメント」
重要事項説明書

いたくらまちちいきほうかつしえん
板倉町地域包括支援センター

住所：板倉町大字板倉2682番地1（健康介護課内）

電話：0276-82-1111（代表）

0276-82-6135（包括支援係直通）

■ 「介護予防支援」及び「介護予防ケアマネジメント」とは？ ■

ご利用者が在宅での介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス、一般介護予防事業（以下「介護予防サービス等」といいます。）やその他の保健医療サービス、福祉サービス、ボランティアサービス等を適切に利用することができるように次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況とそこにご家族等の希望をおうかがいして「介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）」（以下「計画」といいます。）を作成します。
- ご利用者の計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるようにご利用者及びそのご家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、計画の実施状況を把握します。
- ご利用者の状態の変化等必要に応じて、ご利用者と事業者との合意に基づき、計画を変更します。

■ 介護予防支援事業所 ■

(1) 名称等

名 称	板倉町地域包括支援センター（健康介護課配置） 平成18年4月1日指定 群馬県1003100011号
所在地（住所）	板倉町大字板倉2682番地1（板倉町役場健康介護課内）
連絡先 （電話番号・FAX・E-MAIL）	TEL：0276-82-1111（代表） 0276-82-6135（包括支援係直通） FAX：0276-82-3341 E-MAIL：k-houkatsu@town.itakura.gunma.jp
サービス提供地域	板倉町全域

(2) 営業日等

営業日時	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
休業日	土・日曜日・祝祭日・年末年始	

(3) 職員体制

職 名	常 勤
管 理 者（健康介護課長（保健師））	1名
主任介護支援専門員兼社会福祉士	1名
保 健 師	2名

1 事業所の目的及び運営方針

(1) 目的

ご利用者が、居宅における自立した生活を継続するために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等ができるよう支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① ご利用者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう配慮します。
- ② ご利用者の心身の状況やその環境に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ち、ご利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業者（以下「介護予防サービス事業者」といいます。）に不当に偏らないよう、公正中立に行います。
- ④ 町、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。
- ⑤ 板倉町地域包括支援センター運営協議会で適当と認めた指定介護予防支援事業所へ介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託します。

2 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法

(1) 基本方針

- ① ご利用者の介護予防に資するよう支援を行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ② 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の計画を策定します。

(2) 具体的な内容

- ① 計画等の作成に当たり、次の4つの領域ごとに支援すべき総合的な課題を把握します。（ア）運動及び移動、（イ）日常生活（家庭生活）、（ウ）社会参加・対人関係・コミュニケーション、（エ）健康管理
- ② 課題の把握は、居宅等を訪問し、ご利用者及びご家族に面接して行います。
- ③ 課題の把握等を基に計画の原案を作成します。

- ④ 計画を新規又は変更して作成する場合には、ご利用者の支援に携わる関係機関を招集して会議を開催し、計画の原案の内容について専門的な意見を求めます。なお、事前に本人や関係者の同意があった場合に限り、テレビ電話装置等を活用し、会議を開催します。
- ⑤ 原案についてご利用者又はそのご家族に対して説明し、文書によりご利用者の同意を求め、当該計画を交付します。
- ⑥ 介護予防サービス事業者に対し、指定介護予防サービス等の基準に位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者に関する報告を少なくとも1か月に1回は聴取します。
- ⑦ 計画作成後、実施状況の把握（モニタリング）を行い、計画の変更等、便宜の提供を行います。
- ⑧ 計画に位置づけた期間が終了するときは、設定した目標の達成状況について評価をします。
- ⑨ モニタリングは、次のとおり行います。
- ア 担当職員が6か月に1回以上はご自宅を訪問し、本人や家族からのお話を伺います。なお、事前の担当者会議等において関係者の合意があった場合に限り、テレビ電話装置等を活用し、本人や家族からお話を伺います。
- イ サービス提供開始月、評価期間終了月、利用者の状況に著しい変化があったときは、自宅を訪問し健康状態や生活状況などのお話を伺います。
- ウ 自宅を訪問しない月は、介護予防サービス等を利用している時に訪問し、または電話等によりお話を伺い、その結果を記録します。
- エ 6か月に1回、地域包括支援センターがモニタリングの結果を評価します。
- ⑩ ご利用者が計画の変更を希望した場合又は担当職員が計画の変更が必要と判断した場合は、ご利用者と担当職員双方の合意に基づき、介護予防サービス等を変更します。
- ⑪ ご利用者が居宅での生活が困難となったと認める場合等には、ご利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑫ ご利用者が居宅サービスから介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する際に、ご利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能型居宅介護に提供し、当該事業所における介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。
- ⑬ ご利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを希望される場合などには、ご利用者の同意を得て、主治の医師又は歯科医の意見を求め、その指示がある場合に限り計画に位置づけます。
- ⑭ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置づける場合には、原則として、その利用日数が要支援認定期間のおおむね半数を越えない期間とします。
- ⑮ 介護予防福祉用具貸与を計画に位置づける場合は、貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証します。

- ⑯ 特定介護予防福祉用具販売を計画に位置づける場合には、その必要な理由を記載します。
- ⑰ 介護保険被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合には、その内容に沿って計画を作成します。
- ⑱ ご利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者とご利用者に関する情報を提供するなど、必要な連携を図ります。

3 利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用者負担は基本的にありません。ただし、保険料の滞納などにより介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用者負担が発生する場合があります。

4 事故発生時の対応

担当職員は、ご利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び当該ご利用者のご家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

5 秘密の保持

担当職員は、業務上知り得たご利用者やそのご家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。ただし、介護予防サービス等の利用等ご利用者を支援する際に必要な場合には、事前にご利用者やそのご家族に同意を得た上で、個人情報を使用させていただきます。

6 業務の委託

当事業所では、業務の一部を板倉町地域包括支援センター運営協議会による協議を経た指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。委託する場合の指定居宅介護支援事業所（当事業所を含む。）については、ご利用者及びそのご家族の希望を第一義として、協議の上で決定します。

7 苦情窓口

板倉町役場	健康介護課介護高齢係 住所：板倉町大字板倉2682番地1 電話：0276-82-1111（代表） 0276-82-6135（包括支援係直通）
群馬県 国民健康保険団体 連合会	介護保険課苦情相談係 住所：前橋市元総社町335-8 電話：027-290-1376

8 医療と介護の連携の強化

入院時における医療機関との連携を促進する観点から下記の対応を行います。

- (1) ご利用者の入院時に担当職員の氏名等を入院先医療機関に提供するようご利用者又はそのご家族に依頼します。
- (2) ご利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、ご利用者の同意を得て、主治医に意見を求めます。また、主治医に対し、計画を交付します。
- (3) 介護サービス事業者から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に担当職員が把握した利用者の状態像等について、担当職員から主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

9 公正中立なケアマネジメントの確保

ご利用者の意思に基づいた介護予防サービス事業者との契約であることからご利用者やそのご家族は、担当職員に対し、下記に関する説明を求めることができます。

- (1) 複数の介護サービス事業所の紹介
- (2) 当該事業所を計画に位置付けた理由

10 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が、介護予防サービスを利用する場合、担当職員は、障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めます。

11 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、板倉町とします。

12 虐待防止についての対策

地域包括支援センターは、利用者等の人権擁護や虐待の防止のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、適切に実施できるよう担当者（社会福祉士）を設置します。
- (3) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。